

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 審査担当
内線番号	4791

No.	項目	内容
①	処分名	温泉ゆう出目的の土地掘さく許可に係る処分
②	法令名	温泉法
③	法令番号	昭和23年法律第125号
④	根拠条項	第3条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	(土地の掘削の許可) 第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	●温泉法第3条第2項及び第4条 ●温泉法施行規則第1条の2
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	環境審議会温泉部会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から80日以内
	経由期間	
	協議機関	50日
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	薬務課 審査担当(075-414-4791)
⑬	備考	各保健所又は薬務課で受付、処理